

アメリカ商標の取消にかかる手続き
2021 年商標近代化法導入による検討結果

2022 年 2 月 28 日

項目\種別	情報提供 Letter of Protest	異議申立 Opposition	当事者系抹消請求 Ex Parte Expungement	当事者系再審査請求 Ex Parte Reexamination	無効取消請求 Cancellation
背景・法律	・1 条(f); 2.6(a)(25) 情報提供実務の成文化	・13条(a)	・16 条(a) ・他の取消手続き同時不可	・16 条(b) ・他の取消手続き同時不可	・14 条 ・14 条(6) 新設 不使用
申立人 Petitioner	・誰でも	・利害関係者	・誰でも ・USPTO 長官職権も可	・誰でも ・USPTO 長官職権も可	・利害関係者
手続き組織	USPTO	TTAB	USPTO	USPTO	TTAB
請願時期	出願係属中～公告直後 まで(30日経過後は不可)	・公告後 30 日間 ・延長可最大 180 日	登録日の 3 年後～10 年迄 改正法施行後 3 年以内(2023 年 12 月 27 日まで)は 10 年経 過後も請求可	登録日から 5 年以内	・登録後 5 年以内 特定理由の場合は 5 年経過 後も可 ・登録日から 3 年後(不使用)
申請官費	\$50/申請	\$600/区分	\$400/区分	\$400/区分	\$600/区分
申請理由	・適切な拒絶すべき理由	・拒絶すべき理由	不使用 (虚偽の使用証拠など)	不使用 (虚偽の使用証拠など)	・取消すべき理由 ・3 年連続不使用(新)
証拠の必要性	・証拠リスト ・証拠 10 個 75 頁以内 ・公告後は一応の証拠	・異議理由で必要な証拠によ る立証義務	商標使用調査結果(一応の調 査結果と陳述書)	商標使用調査結果(一応の調 査結果と陳述書)	・無効理由で必要な証拠によ る立証義務
商標権者の初期 対応	・通知の指定期間に応答	・通知から 40 日以内 ・内容により強制的反訴	・通知から3か月以内に応答。 1回1か月延長可(\$125) ・実質的な使用証拠の提出義 務	・通知から3か月以内に応 答。1回1か月延長可(\$125) ・実質的な使用証拠の提出 義務	・通知から 40 日以内 ・内容により強制反訴 ・本国登録(44 条)とマドプロ (66 条)の場合制御不能の抗 弁可能。
申請後手続き	・法定処理期間2か月 ・申立人は関与できない	・訴訟と同じ異議手続き (答弁、開示手続、略式判 決、証言、口頭審理、判決)	・申立人は関与できない	・申立人は関与できない	・訴訟と同じ取消手続き (答弁、開示手続、略式判決、 証言、口頭審理、判決)
商標権者が決定 に不服の場合	・TTAB/CAFC ・USPTO 長官上申	・CAFC/地裁	・TTAB/CAFC ・USPTO 長官上申	・TTAB/CAFC ・USPTO 長官上申	・CAFC/地裁
コメント	インターネット上など可能 な範囲での使用調査結果 で可能なため比較的安価	訴訟と同じで高額な費用が掛 かるため和解での決着が多い	インターネット上など可能な範 囲での使用調査結果で可能な ため比較的安価	インターネット上など可能な 範囲での使用調査結果で可 能なため比較的安価	訴訟と同じで高額な費用が掛 かるため和解での決着が多い 不使用取消は比較的安価で済 むかも